

令和7年12月19日（金）

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 神谷 しのぶ

課長補佐（高齢・障害担当） 松本 真奈美

地方障害者雇用担当官 板倉 一生

（電話）052-219-5507

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

愛知労働局では、今般、県内の民間企業や公的機関等における令和7年の障害者雇用状況を集計し、その結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）」においては、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業の場合は2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、法に基づき毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

障害者雇用状況報告の集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.5%）

- 実雇用率は**2.40%**（対前年比**0.04**ポイント上昇）
 - ・基礎労働者数1,839,337.5人、対前年比4.7%（82,337.0人）増加
 - ・雇用障害者数44,084.0人、対前年比6.2%（2554.5人）増加
 - ・全国の実雇用率2.41%、前年同率
- 法定雇用率達成企業の割合は**46.9%**（対前年比**0.4**ポイント上昇）
 - ・達成企業数3,577社、対前年比3.4%（118社）増加
 - ・全国の法定雇用率達成企業の割合46.0%、前年同率
- **実雇用率、雇用障害者数のいずれも過去最高を更新した。**

【公的機関】

〈県・市町村等〉（法定雇用率2.8%）

- 実雇用率は**2.84%**（対前年比**0.04**ポイント低下）
 - ・法定雇用率未達成機関16機関（昨年度10機関）
 - （※うち13機関は公表時点において達成）

〈県教育委員会等〉（法定雇用率2.7%）

- 実雇用率は**1.97%**（対前年比**0.07**ポイント上昇）
 - ・法定雇用率未達成機関2機関
 - （※うち1機関は公表時点において達成）

1 民間企業(常用労働者 40.0人以上規模の企業)の雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業割合〔P6～7・11 参照〕

- 雇用障害者数は、前年より 2554.5 人増え、対前年比 6.2%、44,084.0 人で昨年に引き続き過去最高。

〔内訳〕 身体障害者 23,856.0 人：対前年比 2.4% (561.5 人) 増
 知的障害者 9,829.0 人：対前年比 5.6% (520.5 人) 増
 精神障害者 10,399.0 人：対前年比 16.5% (1472.5 人) 増

- 雇用障害者の障害種別は身体障害者 23,856.0 人（雇用障害者に占める割合 54.1%）知的障害者 9,829.0 人（同 22.3%）、精神障害者 10,399.0 人（同 23.6%）。
- 実雇用率は 2.40%（前年：2.36%）。
- 法定雇用率達成企業の割合は 46.9%（前年：46.5%）。

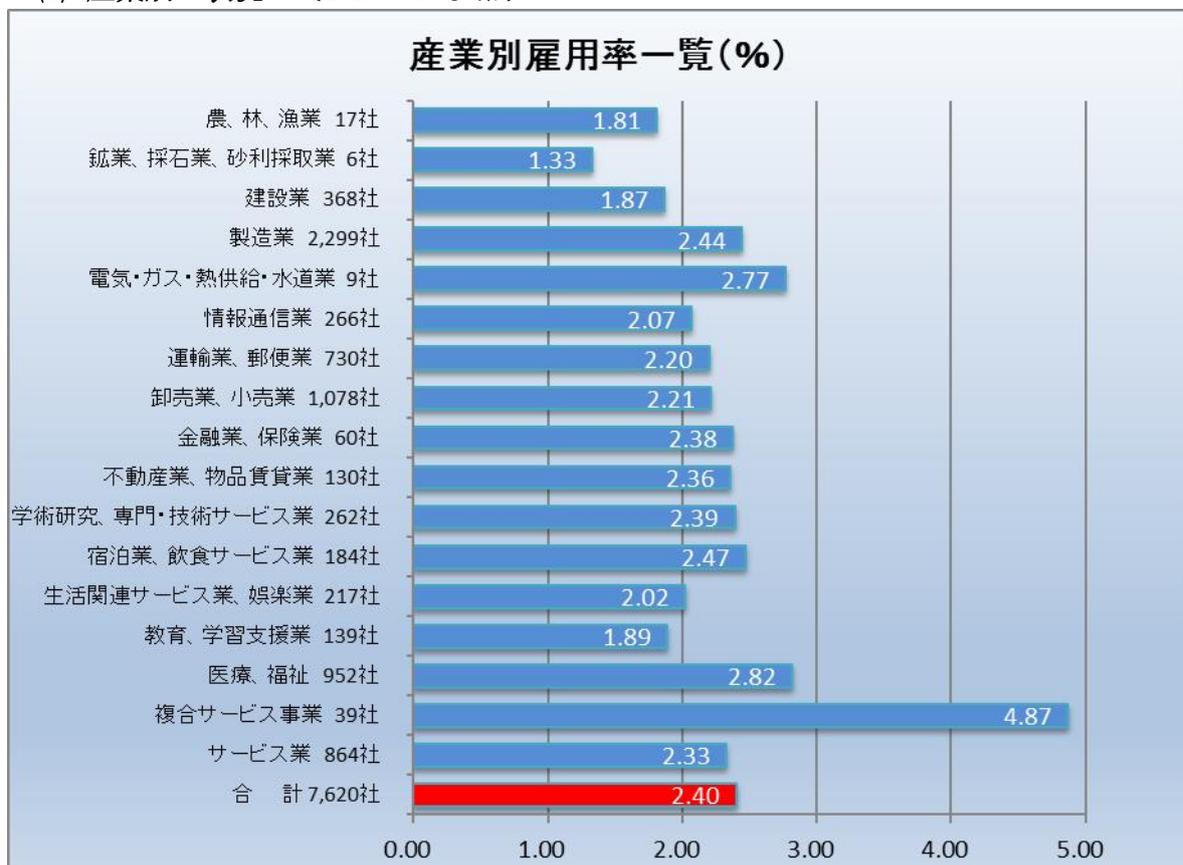
（注）「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1 人を 1 カウントとしている。

(2) 企業規模別の実雇用率の状況〔P8・12 参照〕

- 40.0～100 人未満：1.86%（対前年比+0.01P）
- 100～300 人未満：2.11%（前年同率）
- 300～500 人未満：2.35%（対前年比+0.08P）
- 500～1,000 人未満：2.48%（同-0.08P）
- 1,000 人以上：2.68%（同+0.06P）

(3) 産業別の状況〔P13～16 参照〕



- 雇用されている障害者数（主な業種）
 - ・「製造業」17,724.0人
 - ・「卸売業、小売業」5,464.5人
 - ・「医療、福祉」4,356.5人
 - ・「サービス業」3,647.0人
 - ・「運輸業、郵便業」2,865.0人

- 産業別の実雇用率（愛知県内の民間企業全体の実雇用率2.40%を上回っている主な業種）
 - ・「複合サービス事業」（4.87%）
 - ・「医療、福祉」（2.82%）
 - ・「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.77%）
 - ・「宿泊業、飲食サービス業」（2.47%）
 - ・「製造業」（2.44%）

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 [P17 参照]

- ・令和7年の法定雇用率未達成企業は4,043社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が2,704社（未達成企業全体の66.9%）。また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は2,283社（未達成企業全体の56.5%）。うち40.0～100人未満の企業が2,141社（0人雇用企業全体の89.8%）

2 県・市町村等における雇用状況

- (1) 県・市町村及び公的機関（法定雇用率2.8%適用） [P6・19～20・23～24 参照]
 県・市町村及び公的機関に在職している障害者の数は2,560.0人、実雇用率は2.84%。
 法定雇用率達成機関64機関
 未達成機関16機関（昨年度10機関）
 （うち13機関は、公表時点において達成）
- (2) 法定雇用率2.7%が適用される県教育委員会等 [P6・21・24<3>参照]
 これらの教育委員会に在職している障害者の数は886.5人、実雇用率は1.97%。
 未達成機関2機関
 （うち1機関は、公表時点において達成）
- (3) 特殊法人等（法定雇用率2.8%適用） [P6・22・25<4>参照]
 特殊法人、独立行政法人及び大学法人に雇用されている障害者の数は425.5人、実雇用率は2.48%。
 法定雇用率達成機関8機関、未達成機関3機関

3 愛知労働局における障害者雇用対策の取組み

企業における理解と障害者自身の自立意識の高まりにより、障害者雇用は着実に進んでいるものの、法定雇用率 2.5%を下回る結果となっており、障害者雇用促進を図るための更なる対策を実施します。

1 障害者雇用率達成指導等の強化

○ 各公共職業安定所等における指導・支援の強化

障害者雇用率未達成企業に対する雇用率達成指導を推進するとともに、関係機関と連携した「企業向けチーム支援」（雇入れ準備から採用後の定着支援までの一貫した支援）の強化。

○ あいち障害者雇用総合サポートデスクによる企業支援の実施

愛知労働局が主に職場実習の開拓をすすめ、愛知県が主に職場定着支援を担う形で役割を分担し、障害者雇用に取り組む企業について、一体的なサポートを実施。

○ 障害者雇用促進トップセミナーの実施

愛知県等と連携して、企業トップに対して障害者の雇用促進に関するセミナー開催予定。

○ 障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）の企業の拡大及び周知

障害者雇用の優良な取り組みを行う中小企業認定制度の認定企業の拡大と認定を受けた優良企業を障害者雇用の身近なロールモデルとして広く周知。

○ 企業の理解を促進するワークショップの実施

愛知障害者職業センターと協力し、企業の理解不足・経験不足を補完するために「事業主支援ワークショップ」を開催。

2 障害者雇用促進に向けた就労支援・マッチング支援の推進

○ 各就労支援機関等と連携した就労支援の実施

- ・ 就労移行支援事業所等と連携した就職面接会の開催等、マッチング支援の実施。
- ・ 各地域の就労支援機関等と連携した企業向け就労支援セミナーの実施。
- ・ 福祉施設等を利用している障害者の一般就労移行を促進するため、ハローワークが中心となり、福祉・教育関係機関等と連携した「求職者向けチーム支援」（就職に向けた準備から就職後の職場定着までの一連の支援）を実施。

○ 特別支援学校生徒の就職促進のための取組の実施

障害者雇用に結びつけるための取組として、職場実習受け入れに係る企業と特別支援学校教諭の交流会を開催。

○ 障害者就業・生活支援センター等との連携による支援の実施

障害者の就業面と生活面を一体的かつ総合的に支援する障害者就業・生活支援センターや愛知障害者職業センターと連携協力し、就職・定着支援を実施。

○ 障害者就職面接会を実施

- ・ 愛知県等と連携して未達成企業に対するマッチング支援として就職面接会を開催。

令和7年6月1日現在の愛知県における障害者の雇用状況 <目次>

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況 (総括表)

- 1 民間企業における雇用状況
民間企業(法定雇用率2.5%) P6
- 2 公的機関における状況
(1) 愛知県、及び市町村等(法定雇用率2.8%) P6
(2) 法定雇用率2.7%が適用される都道府県等の教育委員会 P6
- 3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%) P6

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況 (詳細表)

- 1 民間企業における雇用状況
(1) 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ) P7
(2) 企業規模別状況(グラフ) P8
(3) 法定雇用率とは P9
(4) 障害者雇用率達成指導の流れ P10
(5) 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)(詳細表) P11~16
(6) 障害者不足数規模別の法定雇用率未達成企業数 P17
(7) 身体障害者の種類別雇用状況 P18
- 2 公的機関における在職状況
(1) 愛知県の機関(法定雇用率2.8%) P19
(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%) P20
(3) 県教育委員会等(法定雇用率2.7%) P21
(4) 特殊法人等(法定雇用率2.8%) P22
(5) 各公的機関の状況(詳細表) P23~25
- 3 民間企業における障害者雇用状況の推移(愛知県・全国) P26

※ 別添

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況 (総括表)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	1,839,337.5 人 (1,757,000.5 人)	44,084.0 人 (41,529.5 人)	2.40 % (2.36 %)	3,577 / 7,620 (3,459 / 7,434)	46.9 % (46.5 %)

前年度

2 公的機関における状況

(1) 愛知県、及び市町村等 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	90,260.5 人 (83,868.0 人)	2,560.0 人 (2,418.0 人)	2.84 % (2.88 %)	64 / 80 (72 / 82)	80.0 % (87.8 %)
愛知県 (知事部局、及びその他の県機関の合計)	13,552.5 人 (13,000.0 人)	405.0 人 (386.5 人)	2.99 % (2.97 %)	7 / 7 (6 / 7)	100.0 % (85.7 %)
市町村	68,783.5 人 (63,592.5 人)	1,926.5 人 (1,800.5 人)	2.80 % (2.83 %)	41 / 54 (46 / 54)	75.9 % (85.2 %)
その他の市町村機関	7,924.5 人 (7,275.5 人)	228.5 人 (231.0 人)	2.88 % (3.18 %)	16 / 19 (20 / 21)	84.2 % (95.2 %)

(2) 法定雇用率2.7%が適用される都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
教育委員会 (県・名古屋市)	45,048.5 人 (44,473.5 人)	886.5 人 (846.5 人)	1.97 % (1.90 %)	0 / 2 (1 / 2)	0.0 % (50.0 %)

3 特殊法人等における雇用状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	17,149.0 人 (13,823.0 人)	425.5 人 (372.0 人)	2.48 % (2.69 %)	8 / 11 (8 / 10)	72.7 % (80.0 %)
特殊法人	2,501.0 人 (1,289.0 人)	49.5 人 (32.5 人)	1.98 % (2.52 %)	4 / 5 (3 / 4)	80.0 % (75.0 %)
大学法人 (国立・公立)	14,648.0 人 (12,534.0 人)	376.0 人 (339.5 人)	2.57 % (2.71 %)	4 / 6 (5 / 6)	66.7 % (83.3 %)

注1: 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2: 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注3: 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

注4: 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5: () 内は、令和6年6月1日現在の数値である。

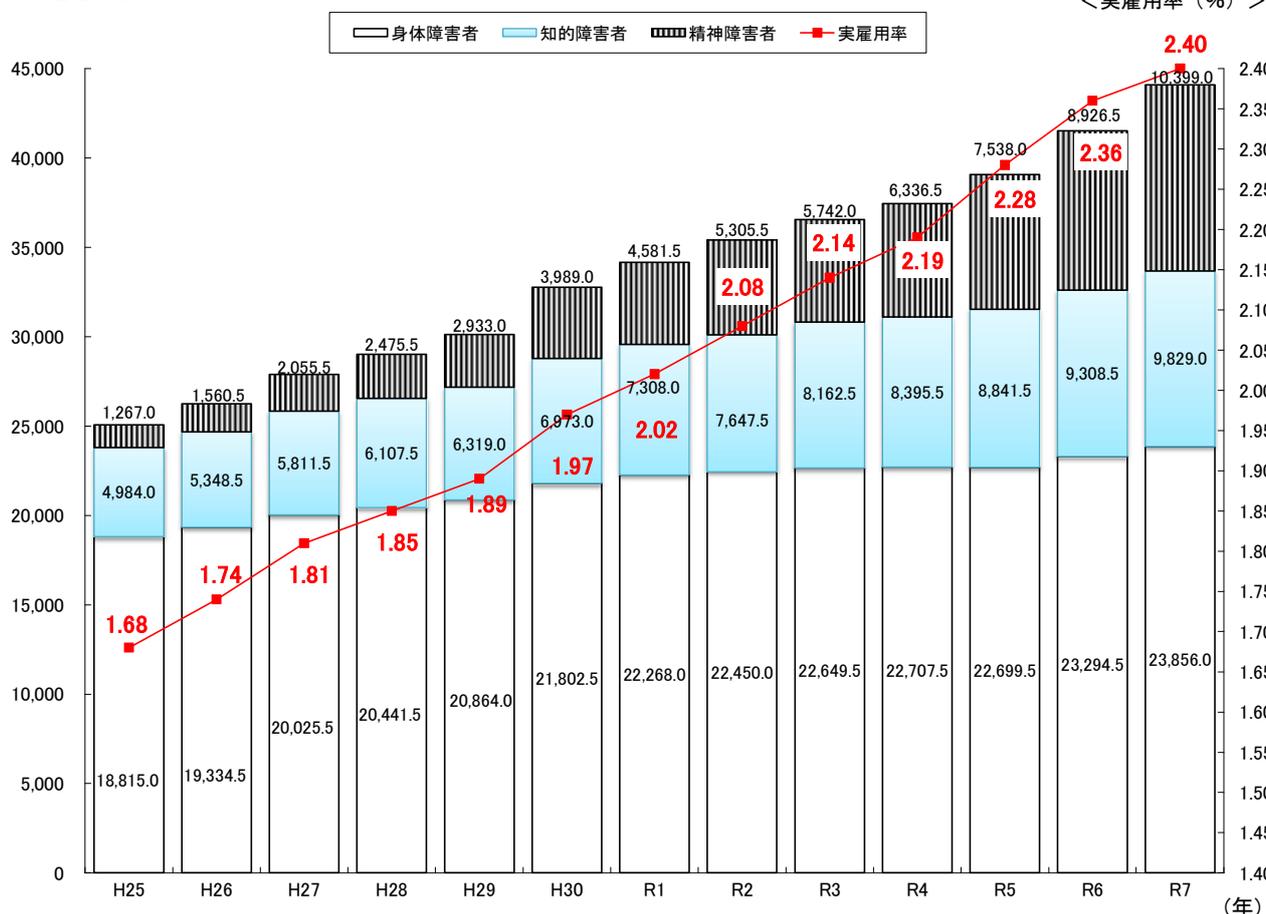
注6: 「特殊法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第2号の「国立大学法人」、同表第10号の「地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社」等を指す。

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

1 民間企業における雇用状況

(1) 民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

<障害者の数（人）>



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

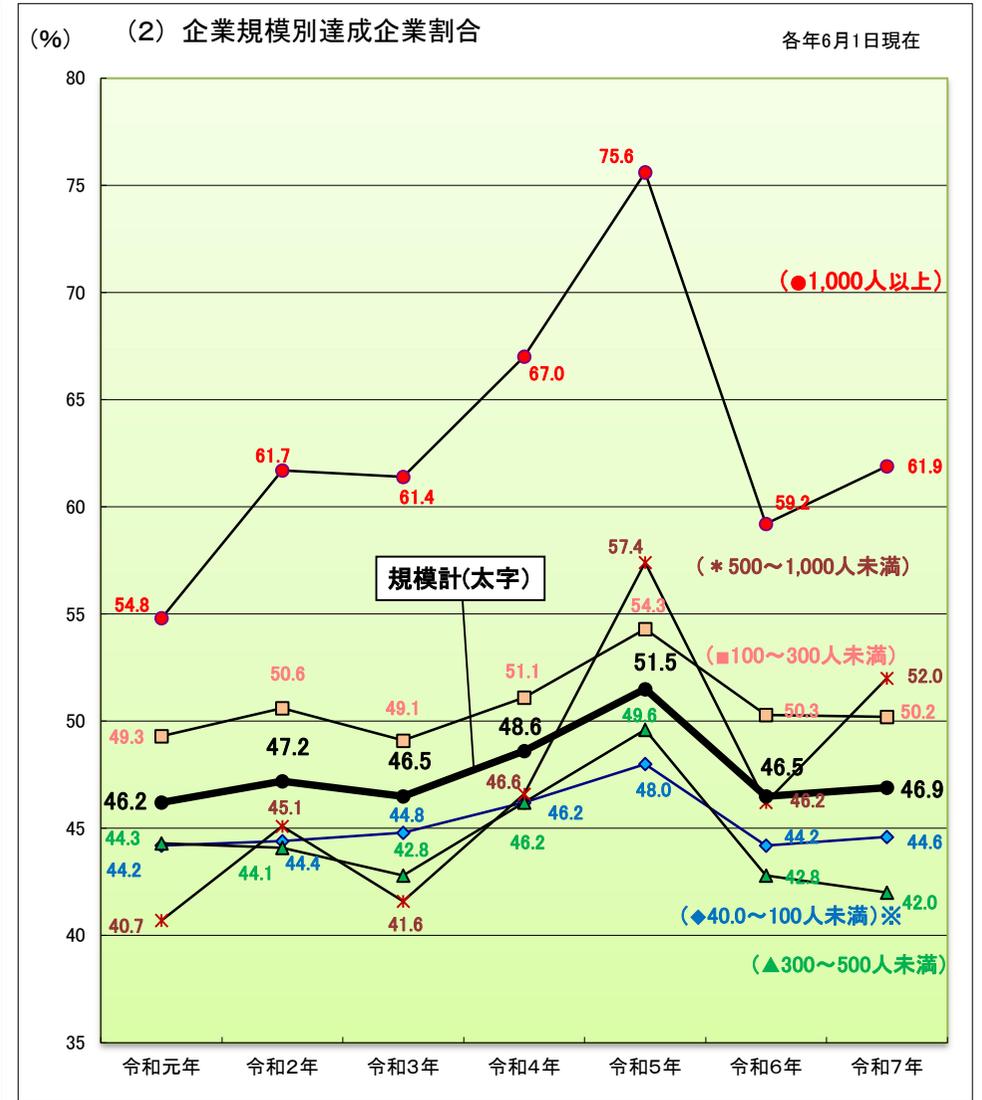
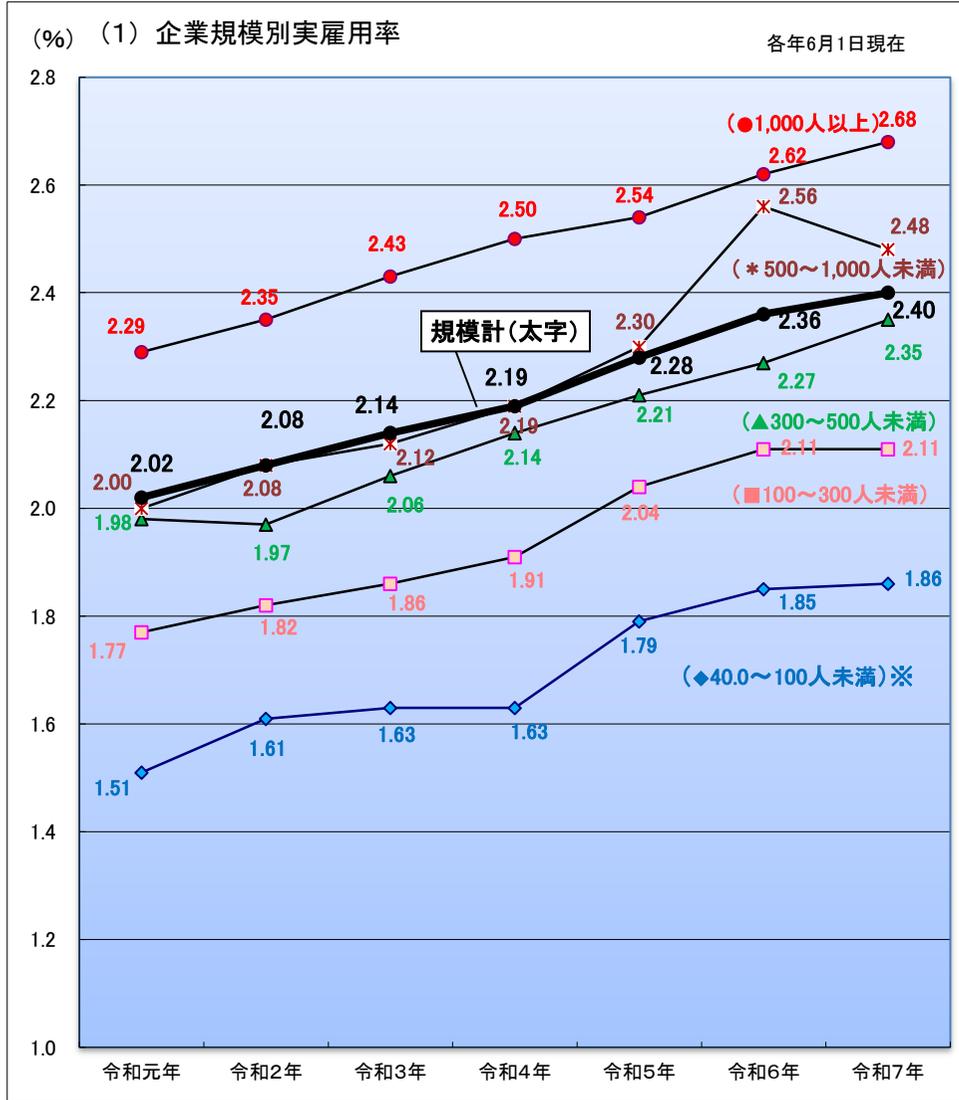
- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(2) 企業規模別状況（グラフ）



※令和元年と2年は45.5~100人未満、令和3年から5年までは43.5~100人未満、令和6年からは40~100人未満

(3) 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

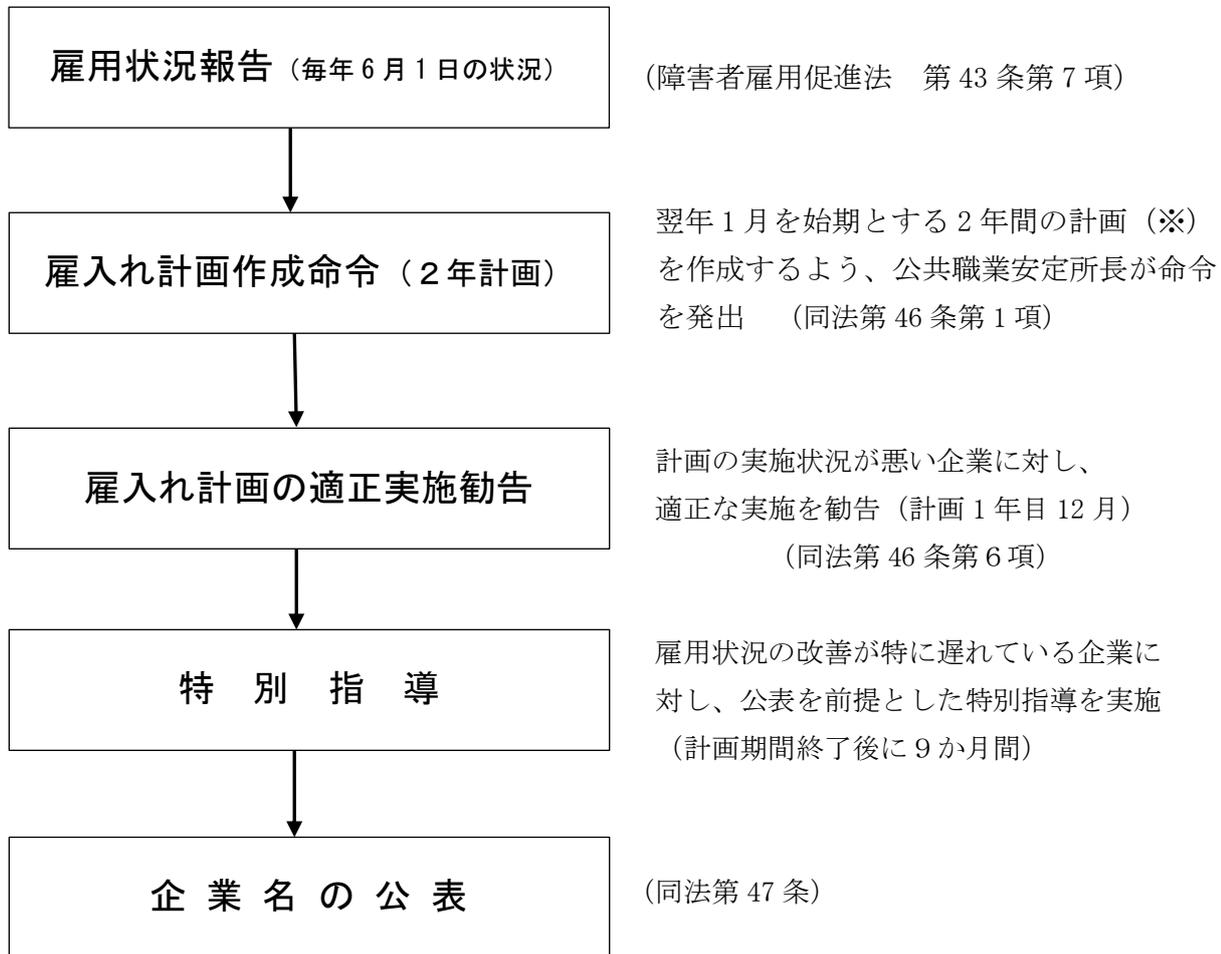
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

(4) 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ① 「実雇用率が全国値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ② 「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③ 「法定雇用数が3人又は4人であり、雇用障害者数が0人 (実雇用率が0%)」の場合

○ 【企業名の公表】 平成4年1社、平成19年1社、平成26年1社

詳細表

(5) 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

<1> 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
民間企業	企業 7,620 (7,434)	人 1,839,337.5 (1,757,000.5)	人 8,259 (8,036)	人 3,458 (2,917)	人 22,645 (21,192)	人 1,769 (1,789)	人 1157 (908)	人 44,084.0 (41,529.5)	人 4,354.5 (3,851.5)	% 2.40 (2.36)	企業 3,577 (3,459)	% 46.9 (46.5)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	③ 知的障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である特定短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である特定短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	
民間企業	人 44,084.0 (41,529.5)	人 6,906 (6,734)	人 776 (688)	人 8,638 (8,514)	人 875 (929)	人 385 (320)	人 23,856.0 (23,294.5)	人 1,470.0 (1,345.5)	人 1,353 (1,302)	人 253 (240)	人 6,390 (6,003)	人 894 (860)	人 66 (63)	人 9,829.0 (9,308.5)	人 862.0 (863.0)	人 7,617 (6,675)	人 2,429 (1,989)	人 706 (525)	人 10,399.0 (8,926.5)	人 2,022.5 (1,643.0)

[1(5)<1>①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[1(5)<1>②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

〈2〉 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の算定基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用分(注4)
規模計	企業 7,620 (7,434)	人 1,839,337.5 (1,757,000.5)	人 8,259 (8,036)	人 3,458 (2,917)	人 22,645 (21,192)	人 1,789 (1,789)	人 1,157 (908)	人 44,084.0 (41,529.5)	人 4,354.5 (3,851.5)	% 2.40 (2.36)	企業 3,577 (3,459)	% 46.9 (46.5)
40.0～ 100人未満	企業 4,301 (4,137)	人 264,769.5 (253,962.5)	人 721 (693)	人 770 (697)	人 2,431 (2,347)	人 422 (414)	人 146 (104)	人 4,927.0 (4,689.0)	人 588.5 (612.5)	% 1.86 (1.85)	企業 1,917 (1,830)	% 44.6 (44.2)
100～ 300人未満	2,281 (2,262)	361,961.0 (350,186.5)	1,256 (1,243)	632 (613)	4,191 (3,966)	355 (414)	259 (206)	7,642.0 (7,375.0)	834.0 (866.0)	2.11 (2.11)	1,145 (1,137)	50.2 (50.3)
300～ 500人未満	474 (474)	171,613.0 (166,419.0)	690 (698)	426 (267)	2,083 (1,993)	195 (176)	102 (76)	4,037.5 (3,782.0)	452.5 (371.0)	2.35 (2.27)	199 (203)	42.0 (42.8)
500～ 1000人未満	333 (333)	219,694.0 (215,771.5)	1,005 (984)	353 (566)	2,912 (2,797)	173 (253)	185 (129)	5,454.0 (5,522.0)	486.0 (596.0)	2.48 (2.56)	173 (154)	52.0 (46.2)
1,000以上	231 (228)	821,300.0 (770,661.0)	4,587 (4,418)	1,277 (774)	11,028 (10,089)	624 (532)	465 (393)	22,023.5 (20,161.5)	1,993.5 (1,406.0)	2.68 (2.62)	143 (135)	61.9 (59.2)

注1(5)<1>①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)		a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
規模計	人 44,084.0 (41,529.5)	人 6,906 (6,734)	人 776 (688)	人 8,638 (8,514)	人 875 (929)	人 385 (320)	人 23,856.0 (23,294.5)	人 1,470.0 (1,345.5)	人 1,353 (1,302)	人 253 (240)	人 6,390 (6,003)	人 894 (860)	人 66 (63)	人 9,829.0 (9,308.5)	人 862.0 (863.0)	人 7,617 (6,675)	人 2,429 (1,989)	人 706 (525)	人 10,399.0 (8,926.5)	人 2,022.5 (1,643.0)
40.0～ 100人未満	4,927.0 (4,689.0)	610 (572)	157 (144)	1,148 (1,083)	233 (237)	54 (41)	2,668.5 (2,510.0)		111 (121)	42 (42)	534 (566)	189 (177)	8 (14)	896.5 (945.5)		749 (698)	571 (511)	84 (49)	1,362.0 (1,233.5)	
100～ 300人未満	7,642.0 (7,375.0)	1,099 (1,079)	183 (184)	1,683 (1,676)	214 (256)	99 (70)	4,220.5 (4,181.0)		157 (164)	66 (49)	1,015 (977)	141 (158)	18 (21)	1,474.5 (1,443.5)		1,493 (1,313)	383 (380)	142 (115)	1,947.0 (1,750.5)	
300～ 500人未満	4,037.5 (3,782.0)	580 (578)	87 (66)	852 (860)	95 (93)	45 (32)	2,169.0 (2,144.5)		110 (120)	36 (34)	466 (459)	100 (83)	4 (4)	774.0 (776.5)		765 (674)	303 (167)	53 (40)	1,094.5 (861.0)	
500～ 1000人未満	5,454.0 (5,522.0)	826 (810)	91 (126)	1,048 (1,056)	97 (140)	60 (46)	2,869.5 (2,895.0)		179 (174)	35 (40)	714 (721)	76 (113)	9 (8)	1,149.5 (1,169.5)		1,150 (1,020)	227 (400)	116 (75)	1,435.0 (1,457.5)	
1,000以上	22,023.5 (20,161.5)	3,791 (3,695)	258 (168)	3,907 (3,839)	236 (203)	127 (131)	11,928.5 (11,564.0)		796 (723)	74 (75)	3,661 (3,280)	388 (329)	27 (16)	5,534.5 (4,973.5)		3,460 (2,970)	945 (531)	311 (246)	4,560.5 (3,624.0)	

注1(5)<1>②の表と同じ

<3> 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企 業の数	⑥ 法定雇用率達成企業 の割合
			A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、 重度知的障害者及び 精神障害者である短 時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及び 精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者及び知的障害者 である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、 重度知的障害者及び 精神障害者である特 定短時間労働者(注 3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
産業計	企業 7,620 (7,434)	人 1,839,337.5 (1,757,000.5)	人 8,259 (8,036)	人 3,458 (2,917)	人 22,645 (21,192)	人 1,769 (1,789)	人 1,157 (908)	人 44,084.0 (41,529.5)	人 4,354.5 (3,851.5)	% 2.40 (2.36)	企業 3,577 (3,459)	% 46.9 (46.5)
農、林、漁業	企業 17 (16)	人 1,185.5 (1,094.5)	人 5 (0)	人 1 (1)	人 8 (10)	人 2 (1)	人 3 (1)	人 21.5 (12.0)	人 2.5 (2.0)	% 1.81 (1.10)	企業 7 (7)	% 41.2 (43.8)
鉱業、採石業、砂利採取業	企業 6 (6)	人 452.0 (444.5)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 2 (6)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6.0 (12.0)	人 0.0 (0.0)	% 1.33 (2.70)	企業 3 (3)	% 50.0 (50.0)
建設業	企業 368 (315)	人 54,996.5 (46,213.0)	人 213 (193)	人 44 (38)	人 546 (502)	人 16 (14)	人 14 (9)	人 1,031.0 (937.5)	人 81.5 (58.5)	% 1.87 (2.03)	企業 149 (140)	% 40.5 (44.4)
製造業	企業 2,299 (2,322)	人 725,921.0 (719,612.5)	人 3,899 (3,896)	人 312 (290)	人 9,470 (9,004)	人 217 (244)	人 71 (56)	人 17,724.0 (17,236.0)	人 1,120.5 (993.0)	% 2.44 (2.40)	企業 1,264 (1,217)	% 55.0 (52.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	企業 9 (10)	人 23,809.0 (23,630.0)	人 140 (138)	人 5 (4)	人 374 (361)	人 0 (1)	人 1 (0)	人 659.5 (641.5)	人 41.0 (33.0)	% 2.77 (2.71)	企業 5 (6)	% 55.6 (60.0)
情報通信業	企業 266 (265)	人 55,021.0 (52,254.0)	人 238 (208)	人 37 (51)	人 621 (528)	人 5 (5)	人 9 (7)	人 1,141.0 (1,001.0)	人 140.0 (119.5)	% 2.07 (1.92)	企業 105 (95)	% 39.5 (35.8)
運輸業、郵便業	企業 730 (664)	人 130,010.5 (115,766.0)	人 507 (486)	人 139 (150)	人 1,631 (1,519)	人 84 (86)	人 78 (78)	人 2,865.0 (2,723.0)	人 250.5 (246.0)	% 2.20 (2.35)	企業 359 (356)	% 49.2 (53.6)
卸売業、小売業	企業 1,078 (1,068)	人 246,769.0 (249,592.5)	人 897 (896)	人 486 (494)	人 2,905 (2,905)	人 261 (349)	人 298 (263)	人 5,464.5 (5,497.0)	人 518.0 (621.0)	% 2.21 (2.20)	企業 427 (403)	% 39.6 (37.7)
金融業、保険業	企業 60 (59)	人 29,414.5 (29,274.5)	人 138 (142)	人 22 (23)	人 390 (360)	人 12 (14)	人 10 (6)	人 699.0 (677.0)	人 54.0 (36.0)	% 2.38 (2.31)	企業 24 (21)	% 40.0 (35.6)
不動産業、物品賃貸業	企業 130 (124)	人 56,134.5 (39,759.0)	人 180 (134)	人 149 (102)	人 732 (430)	人 118 (97)	人 52 (34)	人 1,326.0 (865.5)	人 108.0 (58.0)	% 2.36 (2.18)	企業 44 (38)	% 33.8 (30.6)
学術研究、専門・技術サービス業	企業 262 (253)	人 70,095.5 (64,607.0)	人 380 (356)	人 107 (95)	人 783 (702)	人 24 (24)	人 30 (16)	人 1,677.0 (1,529.0)	人 249.0 (227.5)	% 2.39 (2.37)	企業 99 (87)	% 37.8 (34.4)
宿泊業、飲食サービス業	企業 184 (191)	人 49,755.5 (48,114.5)	人 180 (171)	人 139 (129)	人 623 (607)	人 91 (106)	人 120 (86)	人 1,227.5 (1,174.0)	人 161.0 (147.0)	% 2.47 (2.44)	企業 77 (85)	% 41.8 (44.5)
生活関連サービス業、娯楽業	企業 217 (223)	人 29,448.5 (30,077.0)	人 90 (89)	人 90 (94)	人 280 (307)	人 53 (52)	人 36 (22)	人 594.5 (616.0)	人 68.5 (78.0)	% 2.02 (2.05)	企業 91 (89)	% 41.9 (39.9)
教育、学習支援業	企業 139 (131)	人 34,670.5 (31,504.0)	人 145 (134)	人 58 (47)	人 282 (266)	人 25 (22)	人 28 (16)	人 656.5 (600.0)	人 95.5 (60.0)	% 1.89 (1.90)	企業 40 (40)	% 28.8 (30.5)
医療、福祉	企業 952 (891)	人 154,697.5 (137,710.0)	人 572 (563)	人 902 (804)	人 1,962 (1,790)	人 462 (458)	人 235 (180)	人 4,356.5 (4,039.0)	人 648.5 (608.0)	% 2.82 (2.93)	企業 501 (486)	% 52.6 (54.5)
複合サービス事業	企業 39 (41)	人 20,296.5 (19,488.5)	人 91 (88)	人 483 (304)	人 257 (246)	人 123 (85)	人 8 (5)	人 987.5 (771.0)	人 367.0 (134.0)	% 4.87 (3.96)	企業 19 (14)	% 48.7 (34.1)
サービス業	企業 864 (855)	人 156,660.0 (147,859.0)	人 582 (539)	人 484 (291)	人 1,779 (1,649)	人 276 (231)	人 164 (129)	人 3,647.0 (3,198.0)	人 449.0 (430.0)	% 2.33 (2.16)	企業 363 (372)	% 42.0 (43.5)

注1(5)<1>①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度 身体障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者(注 4)	d. 重度以外の 身体障害者である 短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害 者である特定短 時間労働者(注 4)	f. 計 a×2+b+c+(d+ e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害 者 (注4)	b. 重度 知的障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者(注 4)	d. 重度以外の 知的障害者である 短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害 者である特定短 時間労働者(注 4)	f. 計 a×2+b+c+(d+ e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間労働 者(注4)	e. 精神障害者 である特定短時間 労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
産業計	44,084.0 (41,529.5)	6,906 (6,734)	776 (688)	8,638 (8,514)	875 (929)	385 (320)	23,856.0 (23,294.5)	1,470.0 (1,345.5)	1,353 (1,302)	253 (240)	6,390 (6,003)	894 (860)	66 (63)	9,829.0 (9,308.5)	862.0 (863.0)	7,617 (6,675)	2,429 (1,989)	706 (525)	10,399.0 (8,926.5)	2,022.5 (1,643.0)
農、林、漁業	21.5 (12.0)	3 (0)	0 (0)	1 (2)	2 (1)	2 (1)	9.0 (3.0)		2 (0)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	0 (0)	6.0 (5.0)		5 (3)	1 (1)	1 (0)	6.5 (4.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	6.0 (12.0)	2 (3)	0 (0)	2 (6)	0 (0)	0 (0)	6.0 (12.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	1,031.0 (937.5)	203 (183)	19 (19)	263 (255)	16 (12)	7 (6)	699.5 (649.0)		10 (10)	1 (2)	46 (39)	0 (2)	0 (0)	67.0 (62.0)		237 (208)	24 (17)	7 (3)	264.5 (226.5)	
製造業	17,724.0 (17,236.0)	3,358 (3,364)	94 (95)	3,555 (3,569)	110 (132)	29 (24)	10,434.5 (10,470.0)		541 (532)	36 (28)	3,228 (3,036)	107 (112)	3 (6)	4,401.0 (4,187.0)		2,687 (2,399)	182 (167)	39 (26)	2,888.5 (2,579.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	659.5 (641.5)	112 (114)	4 (4)	169 (175)	0 (1)	1 (0)	397.5 (407.5)		28 (24)	0 (0)	81 (78)	0 (0)	0 (0)	137.0 (126.0)		124 (108)	1 (0)	0 (0)	125.0 (108.0)	
情報通信業	1,141.0 (1,001.0)	224 (195)	10 (11)	267 (244)	4 (5)	4 (4)	729.0 (649.5)		14 (13)	1 (0)	15 (9)	1 (0)	0 (0)	44.5 (35.0)		339 (275)	26 (40)	5 (3)	367.5 (316.5)	
運輸業、郵便業	2,865.0 (2,723.0)	457 (440)	46 (46)	856 (809)	50 (61)	29 (29)	1,855.5 (1,780.0)		50 (46)	14 (14)	359 (355)	34 (25)	4 (4)	492.0 (475.5)		416 (355)	79 (90)	45 (45)	517.5 (467.5)	
卸売業、小売業	5,464.5 (5,497.0)	729 (730)	121 (109)	932 (991)	120 (149)	82 (72)	2,612.0 (2,670.5)		168 (166)	31 (44)	858 (901)	141 (200)	17 (19)	1,304.0 (1,386.5)		1,115 (1,013)	334 (341)	199 (172)	1,548.5 (1,440.0)	
金融業、保険業	699.0 (677.0)	126 (131)	12 (12)	185 (187)	12 (14)	7 (5)	458.5 (470.5)		12 (11)	0 (0)	37 (32)	0 (0)	0 (0)	61.0 (54.0)		168 (141)	10 (11)	3 (1)	179.5 (152.5)	
不動産業、物品賃貸業	1,326.0 (865.5)	134 (113)	21 (10)	179 (127)	23 (17)	17 (9)	488.0 (376.0)		46 (21)	21 (14)	297 (119)	95 (80)	3 (4)	459.0 (217.0)		256 (184)	107 (78)	32 (21)	379.0 (272.5)	
学術研究、 専門・技術サービス業	1,677.0 (1,529.0)	214 (202)	20 (14)	252 (229)	17 (17)	4 (5)	710.5 (658.0)		166 (154)	4 (3)	233 (220)	7 (7)	1 (2)	573.0 (535.5)		298 (253)	83 (78)	25 (9)	393.5 (335.5)	
宿泊業、 飲食サービス業	1,227.5 (1,174.0)	110 (113)	28 (27)	145 (148)	26 (36)	36 (29)	424.0 (433.5)		70 (58)	23 (25)	242 (235)	65 (70)	8 (7)	441.5 (414.5)		236 (224)	88 (77)	76 (50)	362.0 (326.0)	
生活関連サービス業、 娯楽業	594.5 (616.0)	66 (57)	22 (19)	109 (113)	26 (24)	11 (10)	281.5 (263.0)		24 (32)	12 (12)	78 (98)	27 (28)	5 (3)	154.0 (189.5)		93 (96)	56 (63)	20 (9)	159.0 (163.5)	
教育、学習支援業	656.5 (600.0)	124 (115)	12 (14)	124 (125)	18 (17)	9 (6)	397.5 (380.5)		21 (19)	0 (0)	26 (19)	7 (5)	1 (1)	72.0 (60.0)		132 (122)	46 (33)	18 (9)	187.0 (159.5)	
医療、福祉	4,356.5 (4,039.0)	477 (461)	165 (152)	733 (703)	232 (233)	74 (62)	2,005.0 (1,924.5)		95 (102)	76 (64)	459 (449)	230 (225)	14 (10)	847.0 (834.5)		770 (638)	661 (588)	147 (108)	1,504.5 (1,280.0)	
複合サービス事業	987.5 (771.0)	68 (60)	74 (53)	83 (82)	62 (46)	3 (3)	325.5 (279.5)		23 (28)	17 (20)	94 (95)	61 (39)	3 (1)	189.0 (191.0)		80 (69)	392 (231)	2 (1)	473.0 (300.5)	
サービス業	3,647.0 (3,198.0)	499 (453)	128 (103)	783 (749)	157 (164)	70 (55)	2,022.5 (1,867.5)		83 (86)	17 (14)	335 (313)	119 (67)	7 (6)	581.0 (535.5)		661 (587)	339 (174)	87 (68)	1,043.5 (795.0)	

注1(5)①②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、 重度知的障害者及び 精神障害者である短時間 労働者(注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者及び知的障害者 である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重 度知的障害者及び精神 障害者である特定短時 間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分(注 4)			
製造業計	企業 2,299 (2,322)	人 725,921.0 (719,612.5)	人 3,899 (3,896)	人 312 (290)	人 9,470 (9,004)	人 217 (244)	人 71 (56)	人 17,724.0 (17,236.0)	人 1,120.5 (993.0)	% 2.44 (2.40)	企業 1,264 (1,217)	% 55.0 (52.4)
食料品・たばこ	企業 227 (235)	人 40,626.5 (42,192.5)	人 130 (132)	人 35 (29)	人 644 (659)	人 45 (60)	人 28 (15)	人 975.5 (989.5)	人 72.5 (96.5)	% 2.40 (2.35)	企業 144 (147)	% 63.4 (62.6)
繊維・衣服	79 (78)	10,522.5 (10,508.5)	36 (31)	21 (17)	135 (129)	11 (22)	1 (1)	234.0 (219.5)	23.0 (18.5)	2.22 (2.09)	49 (46)	62.0 (59.0)
木材・家具	42 (40)	6,181.5 (5,769.5)	19 (21)	3 (2)	117 (109)	2 (3)	1 (2)	159.5 (155.5)	3.0 (9.0)	2.58 (2.70)	22 (23)	52.4 (57.5)
パルプ・紙・印刷	126 (134)	18,641.5 (21,578.0)	74 (103)	16 (19)	261 (275)	10 (11)	2 (4)	431.0 (507.5)	26.0 (36.5)	2.31 (2.35)	78 (69)	61.9 (51.5)
化学工業	224 (224)	35,626.5 (35,210.0)	152 (149)	25 (20)	476 (469)	18 (14)	3 (5)	815.5 (796.5)	67.0 (72.5)	2.29 (2.26)	122 (120)	54.5 (53.6)
窯業・土石	73 (79)	21,201.0 (21,658.5)	118 (113)	7 (12)	271 (255)	9 (5)	2 (1)	519.5 (496.0)	40.5 (37.5)	2.45 (2.29)	41 (44)	56.2 (55.7)
鉄鋼	78 (72)	16,913.5 (15,277.0)	76 (79)	3 (4)	224 (213)	2 (2)	6 (3)	383.0 (377.5)	22.0 (16.5)	2.26 (2.47)	34 (43)	43.6 (59.7)
非鉄金属	46 (48)	5,633.5 (5,838.5)	20 (22)	3 (2)	78 (85)	3 (2)	0 (0)	122.5 (132.0)	5.0 (9.0)	2.17 (2.26)	25 (30)	54.3 (62.5)
金属製品	273 (266)	31,975.0 (31,281.0)	124 (116)	12 (20)	457 (447)	18 (18)	7 (4)	729.5 (710.0)	76.0 (46.0)	2.28 (2.27)	146 (141)	53.5 (53.0)
電気機械	151 (157)	41,583.0 (42,721.0)	236 (242)	16 (17)	507 (495)	12 (9)	1 (2)	1,001.5 (1,001.5)	65.0 (46.5)	2.41 (2.34)	84 (76)	55.6 (48.4)
その他機械	794 (809)	460,508.0 (451,529.0)	2,797 (2,765)	149 (121)	5,753 (5,343)	70 (73)	15 (17)	11,538.5 (11,039.0)	642.5 (534.0)	2.51 (2.44)	427 (392)	53.8 (48.5)
その他	186 (180)	36,508.5 (36,049.0)	117 (123)	22 (27)	547 (525)	17 (25)	5 (2)	814.0 (811.5)	78.0 (70.5)	2.23 (2.25)	92 (86)	49.5 (47.8)

注1(5)〈1〉①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度 身体障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体 障害者(注4)	d. 重度以外の身体 障害者である短時 間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者 である特定短時間 労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e) ×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度 知的障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的 障害者(注4)	d. 重度以外の知的 障害者である短時 間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者 である特定短時間 労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+ e)×0.5 (注2)(注3)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者であ る短時間労働者(注 4)	e. 精神障害者である 特定短時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
製造業計	人 17,724.0 (17,236.0)	人 3,358 (3,364)	人 94 (95)	人 3,555 (3,569)	人 110 (132)	人 29 (24)	人 10,434.5 (10,470.0)	人 541 (532)	人 36 (28)	人 3,228 (3,036)	人 107 (112)	人 3 (6)	人 4,401.0 (4,187.0)	人 2,687 (2,399)	人 182 (167)	人 39 (26)	人 2,888.5 (2,579.0)
食品・たばこ	人 975.5 (989.5)	人 98 (100)	人 10 (11)	人 156 (166)	人 17 (27)	人 14 (4)	人 377.5 (392.5)	人 32 (32)	人 2 (1)	人 348 (358)	人 28 (33)	人 0 (0)	人 428.0 (439.5)	人 140 (135)	人 23 (17)	人 14 (11)	人 170.0 (157.5)
繊維・衣服	人 234.0 (219.5)	人 28 (23)	人 5 (5)	人 60 (56)	人 8 (15)	人 0 (0)	人 125.0 (114.5)	人 8 (8)	人 7 (3)	人 40 (41)	人 3 (7)	人 0 (0)	人 64.5 (63.5)	人 35 (32)	人 9 (9)	人 1 (1)	人 44.5 (41.5)
木材・家具	人 159.5 (155.5)	人 19 (21)	人 2 (2)	人 41 (39)	人 1 (3)	人 1 (2)	人 82.0 (85.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 47 (40)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 47.5 (40.0)	人 29 (30)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 30.0 (30.0)
パルプ・紙・印刷	人 431.0 (507.5)	人 59 (86)	人 2 (6)	人 89 (113)	人 1 (3)	人 0 (0)	人 209.5 (292.5)	人 15 (17)	人 4 (4)	人 112 (104)	人 9 (8)	人 1 (1)	人 151.0 (146.5)	人 60 (58)	人 10 (9)	人 1 (3)	人 70.5 (68.5)
化学工業	人 815.5 (796.5)	人 112 (112)	人 7 (6)	人 140 (148)	人 10 (8)	人 1 (3)	人 376.5 (383.5)	人 40 (37)	人 8 (4)	人 170 (164)	人 8 (6)	人 0 (0)	人 262.0 (245.0)	人 166 (157)	人 10 (10)	人 2 (2)	人 177.0 (168.0)
窯業・土石	人 519.5 (496.0)	人 100 (94)	人 3 (3)	人 114 (112)	人 3 (2)	人 1 (1)	人 319.0 (304.5)	人 18 (19)	人 1 (2)	人 83 (73)	人 6 (3)	人 0 (0)	人 123.0 (114.5)	人 74 (70)	人 3 (7)	人 1 (0)	人 77.5 (77.0)
鉄鋼	人 383.0 (377.5)	人 63 (65)	人 0 (0)	人 92 (91)	人 1 (1)	人 4 (2)	人 220.5 (222.5)	人 13 (14)	人 0 (0)	人 67 (63)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 93.5 (91.5)	人 65 (59)	人 3 (4)	人 2 (1)	人 69.0 (63.5)
非鉄金属	人 122.5 (132.0)	人 13 (14)	人 1 (0)	人 28 (27)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 55.5 (55.5)	人 7 (8)	人 0 (0)	人 31 (32)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 46.0 (48.5)	人 19 (26)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 21.0 (28.0)
金属製品	人 729.5 (710.0)	人 97 (86)	人 4 (6)	人 147 (155)	人 12 (10)	人 2 (3)	人 352.0 (339.5)	人 27 (30)	人 0 (1)	人 167 (157)	人 6 (8)	人 0 (0)	人 224.0 (222.0)	人 143 (135)	人 8 (13)	人 5 (1)	人 153.5 (148.5)
電気機械	人 1,001.5 (1,001.5)	人 202 (206)	人 7 (5)	人 181 (192)	人 8 (4)	人 0 (1)	人 596.0 (611.5)	人 34 (36)	人 1 (1)	人 161 (161)	人 4 (5)	人 1 (1)	人 232.5 (237.0)	人 165 (142)	人 8 (11)	人 0 (0)	人 173.0 (153.0)
その他機械	人 11,538.5 (11,039.0)	人 2,480 (2,464)	人 44 (40)	人 2,354 (2,312)	人 40 (44)	人 5 (7)	人 7,380.5 (7,305.5)	人 317 (301)	人 12 (9)	人 1,816 (1,674)	人 30 (29)	人 1 (3)	人 2,477.5 (2,301.0)	人 1,583 (1,357)	人 93 (72)	人 9 (7)	人 1,680.5 (1,432.5)
その他	人 814.0 (811.5)	人 87 (93)	人 9 (11)	人 153 (158)	人 8 (14)	人 1 (1)	人 340.5 (362.5)	人 30 (30)	人 1 (3)	人 186 (169)	人 9 (11)	人 0 (1)	人 251.5 (238.0)	人 208 (198)	人 12 (13)	人 4 (0)	人 222.0 (211.0)

注1(5)<1>②の表と同じ

(6) 障害者不足数規模別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未 達成企業の数	② 不足数 (①の内訳)											③ ①のうち雇用障害 者数が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人又は7人	7.5人又は8人	8.5人又は9人	9.5人以上 20人以下	20.5人以上	
規模計	4,043 (100.0%)	2,704 (66.9%)	784 (19.4%)	291 (7.2%)	155 (3.8%)	41 (1.0%)	22 (0.5%)	14 (0.3%)	12 (0.3%)	4 (0.1%)	10 (0.2%)	6 (0.1%)	2,283 (56.5%)
40-100人未満	2,384 (100.0%)	2,125 (89.1%)	259 (10.9%)										2,141 (89.8%)
100-300人未満	1,136 (100.0%)	478 (42.1%)	412 (36.3%)	176 (15.5%)	55 (4.8%)	12 (1.1%)	3 (0.3%)						142 (12.5%)
300-500人未満	275 (100.0%)	57 (20.7%)	69 (25.1%)	66 (24.0%)	58 (21.1%)	12 (4.4%)	6 (2.2%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)				0 (0.0%)
500-1,000人未満	160 (100.0%)	33 (20.6%)	34 (21.3%)	34 (21.3%)	32 (20.0%)	12 (7.5%)	8 (5.0%)	3 (1.9%)	3 (1.9%)	1 (0.6%)			0 (0.0%)
1,000人以上	88 (100.0%)	11 (12.5%)	10 (11.4%)	15 (17.0%)	10 (11.4%)	5 (5.7%)	5 (5.7%)	6 (6.8%)	7 (8.0%)	3 (3.4%)	10 (11.4%)	6 (6.8%)	0 (0.0%)

注1： ()内は、当該企業規模階級内における構成比。

注2： ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数。

(7) 身体障害者の種類別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 699 (659)	人 2,517 (2,663)	人 160 (214)	人 6,043 (6,316)	人 5,104 (5,080)	人 14,523 (14,932)

注「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40.0～ 100人未満	人 88 (83)	人 187 (181)	人 16 (19)	人 636 (634)	人 538 (528)	人 1,465 (1,445)
100～ 300人未満	人 110 (110)	人 221 (200)	人 26 (32)	人 1,020 (1,074)	人 981 (947)	人 2,358 (2,363)
300～ 500人未満	人 66 (66)	人 118 (108)	人 18 (17)	人 605 (652)	人 564 (539)	人 1,371 (1,382)
500～ 1000人未満	人 105 (98)	人 180 (199)	人 22 (34)	人 813 (912)	人 684 (711)	人 1,804 (1,954)
1,000人以上	人 330 (302)	人 1,811 (1,975)	人 78 (112)	人 2,969 (3,044)	人 2,337 (2,355)	人 7,525 (7,788)

注 1(7)①の表と同じ

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 3 (1)	人 5 (3)
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3 (5)	人 0 (3)	人 4 (9)
建設業	人 16 (15)	人 24 (25)	人 7 (6)	人 209 (209)	人 182 (165)	人 438 (420)
製造業	人 192 (195)	人 1,752 (1,923)	人 54 (102)	人 2,160 (2,366)	人 1,721 (1,790)	人 5,879 (6,376)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	人 12 (12)	人 23 (20)	人 3 (2)	人 157 (153)	人 90 (92)	人 285 (279)
情報通信業	人 28 (27)	人 58 (48)	人 6 (3)	人 214 (202)	人 161 (144)	人 467 (424)
運輸業、郵便業	人 31 (28)	人 89 (85)	人 13 (23)	人 505 (543)	人 509 (503)	人 1,147 (1,182)
卸売業、小売業	人 88 (93)	人 162 (168)	人 25 (29)	人 721 (767)	人 657 (718)	人 1,653 (1,775)
金融業、保険業	人 21 (21)	人 40 (46)	人 4 (4)	人 145 (161)	人 92 (91)	人 302 (323)
不動産業、物品賃貸 業	人 21 (16)	人 19 (14)	人 2 (3)	人 165 (127)	人 126 (81)	人 333 (241)
学術研究、 専門・技術サービス 業	人 21 (16)	人 31 (30)	人 4 (7)	人 201 (199)	人 180 (169)	人 437 (421)
宿泊業、 飲食サービス業	人 8 (10)	人 32 (34)	人 5 (3)	人 94 (113)	人 123 (113)	人 262 (273)
生活関連サービス 業、娯楽業	人 5 (7)	人 22 (21)	人 0 (0)	人 79 (75)	人 75 (71)	人 181 (174)
教育、学習支援業	人 14 (13)	人 11 (6)	人 2 (3)	人 119 (124)	人 110 (111)	人 256 (257)
医療、福祉	人 156 (138)	人 135 (138)	人 15 (14)	人 562 (591)	人 402 (381)	人 1,270 (1,262)
複合サービス事業	人 19 (14)	人 20 (16)	人 4 (4)	人 126 (103)	人 94 (88)	人 263 (225)
サービス業	人 67 (54)	人 98 (88)	人 16 (11)	人 581 (576)	人 579 (559)	人 1,341 (1,288)

注 1(7)①の表と同じ

2 公的機関における在職状況

(1) 愛知県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
県の機関	7 (7)	13,552.5 (13,000.0)	68 (67)	21 (19)	239 (226)	15 (13)	3 (2)	405.0 (386.5)	32.0 (29.5)	2.99 (2.97)	7 (6)	100.0 (85.7)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	③ 知的障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
県の機関	405.0 (386.5)	68 (67)	12 (11)	143 (142)	15 (13)	2 (2)	299.5 (294.5)	19.5 (18.5)	0 (0)	0 (0)	11 (10)	0 (0)	0 (0)	11.0 (10.0)	1.0 (1.0)	85 (74)	9 (8)	1 (0)	94.5 (82.0)	11.5 (10.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。
- 6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 5 ②③④e欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。
- 7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	(1) 機関数	(2) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	(3) 障害者の数							(4) 実雇用率 F÷②×100	(5) 法定雇用率達成機関の数	(6) 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
市町村等の機関	機関 73 (75)	人 76,708.0 (70,868.0)	人 409 (397)	人 121 (84)	人 1,173 (1,119)	人 57 (47)	人 29 (22)	人 2,155.0 (2,031.5)	人 216.5 (228.0)	% 2.81 (2.87)	機関 57 (66)	% 78.1 (88.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
市町村等の機関	人 2,155.0 (2,031.5)	人 397 (387)	人 30 (25)	人 644 (657)	人 49 (41)	人 14 (14)	人 1,499.5 (1,483.5)	人 84.0 (99.5)	人 12 (10)	人 0 (1)	人 93 (88)	人 8 (6)	人 0 (0)	人 121.0 (112.0)	人 19.0 (13.5)	人 436 (374)	人 91 (58)	人 15 (8)	人 534.5 (436.0)	人 113.5 (115.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会等(法定雇用率2.7%)

① 概況

区分	(1) 機関数	(2) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	(3) 障害者の数							(4) 実雇用率 F÷②×100	(5) 法定雇用率達成機関の数	(6) 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
愛知県及び名古屋市教育委員会	機関 2 (2)	人 45,048.5 (44,473.5)	人 140 (140)	人 68 (64)	人 514 (478)	人 32 (33)	人 17 (16)	人 886.5 (846.5)	人 114.0 (107.0)	% 1.97 (1.90)	機関 0 (1)	% 0.0 (50.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
愛知県及び名古屋市教育委員会	人 886.5 (846.5)	人 137 (136)	人 18 (17)	人 223 (219)	人 22 (22)	人 14 (11)	人 533.0 (524.5)	人 45.0 (41.5)	人 3 (4)	人 3 (3)	人 47 (41)	人 10 (11)	人 0 (0)	人 61.0 (57.5)	人 11.0 (12.5)	人 244 (218)	人 47 (44)	人 3 (5)	人 292.5 (264.5)	人 58.0 (53.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 特殊法人等(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
計	法人 11 (10)	人 17,149.0 (13,823.0)	人 99 (91)	人 18 (9)	人 201 (178)	人 8 (4)	人 9 (2)	人 425.5 (372.0)	人 54.0 (22.0)	% 2.48 (2.69)	機関 8 (8)	% 72.7 (80.0)
特殊法人	5 (4)	2,501.0 (1,289.0)	10 (8)	7 (1)	21 (15)	2 (0)	1 (1)	49.5 (32.5)	5.0 (5.0)	1.98 (2.52)	4 (3)	80.0 (75.0)
大学法人 (国立・公立)	6 (6)	14,648.0 (12,534.0)	89 (83)	11 (8)	180 (163)	6 (4)	8 (1)	376.0 (339.5)	49.0 (17.0)	2.57 (2.71)	4 (5)	66.7 (83.3)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注3)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	425.5 (372.0)	60 (56)	6 (5)	66 (56)	8 (4)	0 (0)	196.0 (175.0)	16.5 (3.0)	39 (35)	0 (0)	46 (46)	0 (0)	0 (0)	124.0 (116.0)	10.0 (5.0)	89 (76)	12 (4)	9 (2)	105.5 (81.0)	27.5 (14.0)
特殊法人	49.5 (32.5)	10 (8)	1 (0)	11 (8)	2 (0)	0 (0)	33.0 (24.0)	0.5 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	10 (7)	6 (1)	1 (1)	16.5 (8.5)	4.5 (3.0)
大学法人 (国立・公立)	376.0 (339.5)	50 (48)	5 (5)	55 (48)	6 (4)	0 (0)	163.0 (151.0)	16.0 (1.0)	39 (35)	0 (0)	46 (46)	0 (0)	0 (0)	124.0 (116.0)	10.0 (5.0)	79 (69)	6 (3)	8 (1)	89.0 (72.5)	23.0 (11.0)

②(4)①表の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。
- 6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

②(4)②表の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④a欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び③d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④a欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。
- 7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(詳細表)

(5) 各公的機関の状況(詳細表)

<1>愛知県及び関係機関(法定雇用率2.8% 基礎職員数36.0人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	愛知県知事部局	10,275.0	306.0	2.98%	0.0	
2	愛知県議会事務局	69.0	1.0	1.45%	0.0	
3	愛知県企業庁	354.0	12.0	3.39%	0.0	
4	愛知県病院事業庁	1,083.5	31.5	2.91%	0.0	
5	愛知県警察本部	1,252.0	39.5	3.15%	0.0	
6	愛知県競馬組合	62.0	1.0	1.61%	0.0	
7	名古屋港管理組合	457.0	14.0	3.06%	0.0	

<2>市町村及び関係機関(法定雇用率2.8% 基礎職員数36.0人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	名古屋市	15,902.5	449.0	2.82%	0.0	
2	豊橋市	4,441.5	125.0	2.81%	0.0	特例認定あり注4
3	岡崎市	3,399.5	87.5	2.57%	7.5	特例認定あり注4
4	一宮市	2,498.0	68.0	2.72%	1.0	※
5	瀬戸市	1,051.0	30.5	2.90%	0.0	特例認定あり注4
6	半田市	943.0	32.5	3.45%	0.0	特例認定あり注4
7	春日井市	3,324.0	91.0	2.74%	2.0	※ 特例認定あり注4
8	豊川市	2,272.0	60.5	2.66%	2.5	※ 特例認定あり注4
9	津島市	1,022.5	24.0	2.35%	4.0	※ 特例認定あり注4
10	碧南市	958.5	25.0	2.61%	1.0	※
11	刈谷市	1,344.0	37.0	2.75%	0.0	
12	豊田市	3,487.0	91.5	2.62%	5.5	※ 特例認定あり注4
13	安城市	1,989.0	56.0	2.82%	0.0	特例認定あり注4
14	西尾市	1,838.0	49.0	2.67%	2.0	※ 特例認定あり注4
15	蒲郡市	1,531.0	43.0	2.81%	0.0	特例認定あり注4
16	犬山市	772.0	21.0	2.72%	0.0	特例認定あり注4
17	常滑市	505.0	14.0	2.77%	0.0	特例認定あり注4
18	江南市	779.5	21.0	2.69%	0.0	特例認定あり注4
19	小牧市	2,007.5	53.0	2.64%	3.0	※ 特例認定あり注4
20	稲沢市	1,641.5	45.5	2.77%	0.0	特例認定あり注4
21	新城市	692.5	20.0	2.89%	0.0	特例認定あり注4
22	東海市	1,036.0	37.0	3.57%	0.0	特例認定あり注4
23	大府市	937.0	27.5	2.93%	0.0	特例認定あり注4
24	知多市	685.0	20.5	2.99%	0.0	
25	知立市	499.5	14.0	2.80%	0.0	特例認定あり注4
26	尾張旭市	831.0	27.5	3.31%	0.0	特例認定あり注4
27	高浜市	314.5	8.0	2.54%	0.0	
28	岩倉市	504.5	15.0	2.97%	0.0	特例認定あり注4
29	豊明市	645.5	19.5	3.02%	0.0	特例認定あり注4
30	日進市	648.0	20.5	3.16%	0.0	特例認定あり注4
31	田原市	549.0	20.0	3.64%	0.0	特例認定あり注4
32	愛西市	528.5	17.0	3.22%	0.0	特例認定あり注4
33	清須市	698.0	19.0	2.72%	0.0	特例認定あり注4
34	北名古屋市	821.0	23.0	2.80%	0.0	特例認定あり注4
35	みよし市	853.5	21.5	2.52%	1.5	※ 特例認定あり注4
36	弥富市	436.0	13.0	2.98%	0.0	特例認定あり注4
37	あま市	714.0	18.5	2.59%	0.5	※ 特例認定あり注4
38	長久手市	602.0	17.0	2.82%	0.0	
39	東郷町	525.5	14.0	2.66%	0.0	特例認定あり注4

※公表時点において不足が解消している機関

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
40	豊山町	266.0	8.0	3.01%	0.0	特例認定あり注4
41	大口町	303.5	11.5	3.79%	0.0	特例認定あり注4
42	扶桑町	419.0	14.0	3.34%	0.0	特例認定あり注4
43	大治町	235.0	6.5	2.77%	0.0	特例認定あり注4
44	蟹江町	415.5	8.0	1.93%	3.0	※ 特例認定あり注4
45	阿久比町	331.0	8.5	2.57%	0.5	特例認定あり注4
46	東浦町	594.0	18.5	3.11%	0.0	特例認定あり注4
47	南知多町	274.0	8.0	2.92%	0.0	特例認定あり注4
48	美浜町	336.0	10.0	2.98%	0.0	特例認定あり注4
49	武豊町	468.5	13.0	2.77%	0.0	特例認定あり注4
50	幸田町	507.5	14.5	2.86%	0.0	
51	設楽町	119.0	3.5	2.94%	0.0	
52	東栄町	104.0	2.0	1.92%	0.0	特例認定あり注4
53	豊根村	66.0	1.0	1.52%	0.0	
54	飛島村	116.5	3.0	2.58%	0.0	
1	一宮市教育委員会	140.5	3.0	2.14%	0.0	
2	碧南市教育委員会	191.0	4.0	2.09%	1.0	※
3	刈谷市教育委員会	175.5	9.5	5.41%	0.0	
4	常滑市教育委員会	57.5	1.0	1.74%	0.0	
5	知多市教育委員会	56.0	1.0	1.79%	0.0	
6	長久手市教育委員会	76.0	2.5	3.29%	0.0	
1	名古屋市交通局	2,036.5	63.0	3.09%	0.0	
2	名古屋市上下水道局	1,891.0	62.5	3.31%	0.0	
3	一宮市上下水道部	193.0	5.0	2.59%	0.0	
4	一宮市病院事業部	955.5	26.5	2.77%	0.0	
5	岡崎市上下水道局	165.0	6.0	3.64%	0.0	
6	常滑市モーターボート競走事業	99.0	3.0	3.03%	0.0	
7	西尾市上下水道局	57.0	1.0	1.75%	0.0	
1	愛知中部水道企業団	105.0	3.0	2.86%	0.0	
2	公立陶生病院組合	990.0	21.5	2.17%	5.5	※
3	西知多医療厚生組合	598.0	12.0	2.01%	4.0	
4	名古屋市会事務局	61.0	2.0	3.28%	0.0	
5	北名古屋水道企業団	37.0	1.0	2.70%	0.0	
6	海部南部水道企業団	40.0	1.0	2.50%	0.0	

※公表時点において不足が解消している機関

＜3＞法定雇用率2.7%が適用される県教育委員会等(基礎職員数37.5人以上)

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
1	愛知県教育委員会	33,510.0	585.0	1.75%	319.0	
2	名古屋市教育委員会	11,538.5	301.5	2.61%	9.5	※

※公表時点において不足が解消している機関

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

<4>特殊法人等(法定雇用率2.8% 基礎労働者数36.0人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	国立長寿医療研究センター	728.0	20.5	2.82%	0.0	
2	愛知県住宅供給公社	179.5	5.5	3.06%	0.0	
3	名古屋高速道路公社	212.0	6.0	2.83%	0.0	
4	名古屋市住宅供給公社	272.0	8.0	2.94%	0.0	
5	愛知県公立大学法人	413.0	11.0	2.66%	0.0	
6	名古屋工業大学	551.5	15.0	2.72%	0.0	
7	東海国立大学機構	8076.5	217.5	2.69%	8.5	
8	名古屋市立大学	4744.0	104.0	2.19%	28.0	
9	豊橋技術科学大学	351.5	13.5	3.84%	0.0	
10	愛知教育大学	511.5	15.0	2.93%	0.0	
11	知多半島総合医療機構	1109.5	9.5	0.86%	21.5	

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 各表の③欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ⑤欄の「不足数」とは、②欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から③欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

	市町村(A)	みなされることとなる機関(B)	
1	稲沢市	稲沢市教育委員会	
2	津島市	津島市教育委員会	
3	知立市	知立市教育委員会	
4	江南市	江南市教育委員会	
5	東郷町	東郷町教育委員会	
6	瀬戸市	瀬戸市教育委員会	
7	半田市	半田市教育委員会	
8	扶桑町	扶桑町教育委員会	
9	みよし市	みよし市教育委員会	みよし市病院事業
10	豊橋市	豊橋市教育委員会	豊橋市上下水道局
11	豊川市	豊川市教育委員会	豊川市病院事業
12	岡崎市	岡崎市教育委員会	
13	小牧市	小牧市教育委員会	
14	南知多町	南知多町教育委員会	
15	蒲郡市	蒲郡市教育委員会	
16	東海市	東海市教育委員会	
17	東浦町	東浦町教育委員会	東浦町監査委員事務局 東浦町議会事務局
18	田原市	田原市教育委員会	田原市水道事業
19	美浜町	美浜町教育委員会	
20	豊明市	豊明市教育委員会	豊明市監査委員事務局
21	愛西市	愛西市教育委員会	愛西市議会 愛西市監査委員会
22	武豊町	武豊町教育委員会	
23	大府市	大府市教育委員会	
24	岩倉市	岩倉市教育委員会	
25	春日井市	春日井市教育委員会	
26	阿久比町	阿久比町教育委員会	
27	大口町	大口町教育委員会	
28	犬山市	犬山市教育委員会	
29	豊田市	豊田市教育委員会	豊田市上下水道局
30	弥富市	弥富市教育委員会	
31	北名古屋市	北名古屋市教育委員会	北名古屋市議会事務局
32	日進市	日進市教育委員会	
33	清須市	清須市教育委員会	清須市議会事務局 清須市監査委員事務局
34	新城市	新城市教育委員会	
35	安城市	安城市教育委員会	安城市水道事業
36	東栄町	東栄町教育委員会	東栄医療センター
37	あま市	あま市教育委員会	
38	豊山町	豊山町教育委員会	
39	西尾市	西尾市教育委員会	
40	常滑市	常滑市議会事務局	
41	尾張旭市	尾張旭市教育委員会	
42	蟹江町	蟹江町教育委員会	
43	大治町	大治町教育委員会	

3 民間企業における障害者雇用状況の推移(愛知県・全国)

(各年6月1日現在)

年度	愛知県		全国		法定雇用率(%)
	雇用障害者数(カウント人)	実雇用率(%)	雇用障害者数(カウント人)	実雇用率(%)	
S52	8,204	1.24	128,429	1.09	1.5
S53	8,039	1.22	126,493	1.11	
S54	8,157	1.23	128,493	1.12	
S55	8,427	1.25	135,228	1.13	
S56	9,036	1.30	144,713	1.18	
S57	9,570	1.31	152,603	1.22	
S58	9,743	1.32	155,515	1.23	
S59	10,016	1.33	159,909	1.25	
S60	10,415	1.35	168,276	1.26	
S61	10,732	1.36	170,247	1.26	
S62	11,048	1.37	171,880	1.25	1.6
S63	11,704	1.41	187,115	1.31	
H1	12,608	1.41	195,276	1.32	
H2	13,064	1.42	203,634	1.32	
H3	13,692	1.42	214,814	1.32	
H4	14,337	1.43	229,627	1.36	
H5	14,745	1.46	240,985	1.41	
H6	14,531	1.46	245,348	1.44	
H7	14,688	1.46	247,077	1.45	
H8	14,691	1.47	247,982	1.47	
H9	14,949	1.47	250,030	1.47	
H10	15,034	1.47	251,443	1.48	1.8
H11	15,496	1.49	254,562	1.49	
H12	15,714	1.51	252,836	1.49	
H13	15,796	1.51	252,870	1.49	
H14	15,720	1.49	246,284	1.47	
H15	16,094	1.50	247,093	1.48	
H16	16,859	1.45	257,939	1.46	
H17	17,306	1.43	269,066	1.49	
H18	17,809	1.45	283,750.5	1.52	
H19	19,059	1.48	302,716.0	1.55	
H20	20,729	1.53	325,603.0	1.59	
H21	20,903	1.57	332,811.5	1.63	2.0
H22	21,546.5	1.63	342,973.5	1.68	
H23	22,860.5	1.59	366,199.0	1.65	
H24	23,688.0	1.61	382,363.5	1.69	
H25	25,066.0	1.68	408,947.5	1.76	
H26	26,243.5	1.74	431,225.5	1.82	
H27	27,892.5	1.81	453,133.5	1.88	
H28	29,024.5	1.85	474,374.0	1.92	
H29	30,116.0	1.89	495,795.0	1.97	
H30	32,764.5	1.97	534,769.5	2.05	
R1	34,157.5	2.02	560,608.5	2.11	2.2
R2	35,403.0	2.08	578,292.0	2.15	
R3	36,554.0	2.14	597,786.0	2.20	2.3
R4	37,439.5	2.19	613,958.0	2.25	
R5	39,079.0	2.28	642,178.0	2.33	
R6	41,529.5	2.36	677,461.5	2.41	2.5
R7	44,084.0	2.40	704,610.0	2.41	

S52~
・重度身体障害者をダブルカウント

S63~
・知的障害者を算入

H5~
・重度知的障害者をダブルカウント
・短時間労働者である重度身体障害者及び知的障害者(1人とカウント)を算入

H16~
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H18~
・精神障害者を算入
(短時間労働者である精神障害者については0.5人カウント)

H23~
・重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)を算入
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H25~
・法定雇用率2.0%へ引上げ

H30~
・法定雇用率2.2%へ引上げ

R3~
・法定雇用率2.3%へ引上げ

R6~
・法定雇用率2.5%へ引上げ

R7~
・一定の業種についての除外率10%引下げ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

② 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶ 「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶ 障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

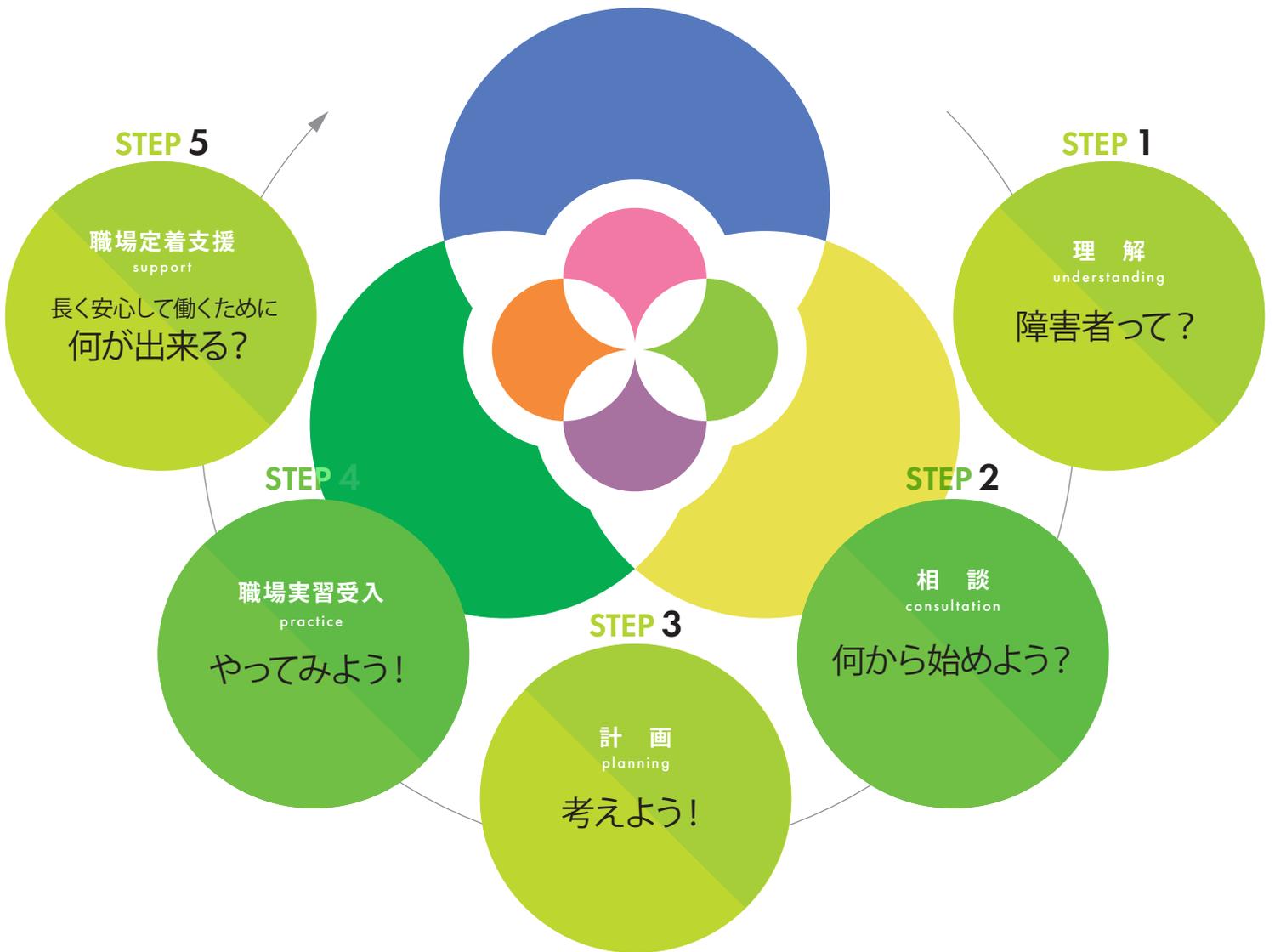
障害者雇用に取り組む企業を総合的にサポート



あいち障害者雇用

ウインクあいち17F
あいち労働総合支援フロア内

総合サポートデスク



 まずは、お電話ください

052-583-1010

サポートデスク職員が一丸となって障害者雇用に取り組む企業を支援します。

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 17階 あいち労働総合支援フロア内

TEL: 052-583-1010 FAX: 052-583-1011 MAIL: supportdesk@mmg.jp

利用時間: 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前10時～午後5時 (日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)



※本事業の運営の一部をMan to Man Animo (株)が受託しています。

令和7年度

障害者雇用促進

トップセミナー

8 働きがいも
経済成長も



定員 400名

(申込先着順)

参加費無料



精神障害者雇用のカギは「理解」と「支援」の**バランス**です。

支援制度を積極的に活用することで、誰もが安心して働き続けられる職場づくりが実現します。本セミナーでは、「働きづらさに寄り添う職場づくり」をテーマに、採用から定着までの実践事例をご紹介します。

日時

令和8年2月5日(木)

13:30~16:00 (開場13:00)

場所

名古屋市青少年文化センター

アートピアホール

(名古屋市中区栄3-18-1ナディアパーク11階)



【交通アクセス】

○地下鉄名城線「矢場町駅」下車
5・6番出口より西へ徒歩5分

○地下鉄東山線・名城線「栄駅」下車
7・8番出口より南へ徒歩7分

※公共交通機関をご利用ください。

内容

1

障害者雇用優良企業表彰式

2

行政説明「障害者雇用の現状と今後の展望」

愛知労働局 職業安定部 職業対策課長

3

基調講演「企業が活用できる支援制度

～ジョブコーチ支援の活用～」

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部

愛知障害者職業センター 豊橋支所 障害者職業カウンセラー 齊藤 広純 氏

4

パネルディスカッション

「働きづらさに寄り添う職場づくり」



コーディネーター

名古屋学芸大学
ヒューマンケア学部

特任教授 吉村 匡 氏



パネリスト

マルヤス工業株式会社

人事部 人事グループ長 次長 近藤 陽広 氏

日本グラスファイバー工業株式会社

管理部 人事庶務課 主任 清水 りゑ 氏

愛知障害者職業センター 豊橋支所

障害者職業カウンセラー 齊藤 広純 氏

申込方法

以下のいずれかの方法で期日までにお申し込みください。

■申込フォームURL

<https://forms.office.com/r/MgqgRBehrU>

スマートフォンからも
お申込みできます。



■メール申込

下記メールアドレスに、必要事項を記入し送信してください。

メー ル shugyo@pref.aichi.lg.jp

件 名 障害者雇用促進トップセミナー申込

本 文 企業名、住所、電話番号、参加者職・氏名
(手話通訳、車いす席が必要な方はその旨をご記入ください。)

申込締切

令和8年1月29日(木) ※定員になり次第、締め切ります。

留意事項

- お申込み後、1週間以内に返信メールが来ない場合はお電話ください。
- 定員を超過して、ご参加いただけない場合のみ連絡します。
- 当日は名刺をご持参いただき、受付に提出してください。
- 施設の有料駐車場はご利用できますが、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関の利用にご協力をお願いいたします。

問合せ先

- 愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ 電話 052-954-6367(タ イヤリン)

障害者雇用優良企業等表彰式

- 障害者雇用に深い理解を示し、率先して障害者雇用に努めている企業等を障害者雇用優良企業として表彰し、その努力をたたえるとともに、その取組を周知することにより、障害者の雇用促進と職場定着を推進する取組を実施しています。

■愛知県

- ・愛知県知事表彰

■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞



障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			⑧働き方	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良
		優良		1点	優良				1点
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)
優良			1点	合計の合格最低点				20点 (満点50点)	
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。